

## 令和5年度 革新的技術・ビジネス推進プロジェクト公募要項

東京都（以下「都」という。）は、2050年までに、世界のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を目指し、持続可能な資源利用への転換を推進しています。プラスチック資源の利用に関しては、使い捨てプラスチックの大幅なリデュース・リユースや、バージン資源と同等の樹脂に戻す水平リサイクルの実装化が必要です。そのためには、個社の技術開発・事業者努力だけではなく、多分野にわたる企業による連携・共創が欠かせません。

そこで、都は、以下のように革新的技術・ビジネスモデルの社会実装を目指す事業者を公募し、選定した企業グループと共同で実装化プロジェクトを推進します。

### 1 概要

#### (1) 公募の対象

次の要件を満たす事業を公募します。

- ア これまでのプラスチック資源の利用を大きく転換させる革新的な技術又はビジネスモデルによる事業であって、2020年代半ばまでに東京都を含む地域（首都圏又は全国等）で社会実装することを目指し、調査・分析を行うものであること。
- イ 複数の事業者・団体等が連携して取り組むものであること。
- ウ 表1に該当する事業であること。
- エ プラスチックの持続可能な資源利用に向けて、都が実施する取組みに参加・協力すること。

表1 事業の趣旨・内容

事業の趣旨	令和5年度の事業内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・プラスチックの水平リサイクル等の革新的技術の実装を目指すもの（当該技術を用いた施設に搬入するために廃プラスチック類の新たな回収の仕組みを構築する事業等を含む。）</li><li>・リユース等により使い捨てプラスチックの大幅な削減を行う革新的なビジネスモデルの実装を目指すもの</li><li>・その他、プラスチック資源の持続可能な利用に資する革新的な事業</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・実装に向けて必要な調査・分析を行うとともに、事業スキーム構築に向けて関係者間の調整等を進めるもの（以下「調査・分析事業」という。）</li></ul>

※ 今回の公募では「調査・分析事業」のみを募集し、2件程度選定します。  
「実証事業」及び「実装化・事業着手支援」については、別に決定します。

#### 【区分ごとの都の負担額及び選定予定件数】

区 分	都の負担額	選定予定件数
調査・分析事業	1／2、500万円まで	2件
実証事業	1／2、1000万円まで	2件
実装化・事業着手支援	1／2、6000万円まで	2件

※ 今回の「調査・分析事業」の応募にあたり、調査・分析事業終了後、今年度中に実証事業を行うことを希望する場合には、提出書類（様式2 提案書「5 その他」）にその旨を記載してください。

#### （2）審査及び事業の選定

外部委員を含む委員で構成する審査委員会で、厳正に提案内容を審査した上で、選定を行います。

#### （3）応募者の要件

次のいずれにも該当しないものであること。

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- イ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。）
- ウ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- エ 法人又は任意団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

※ 任意団体が応募する場合は、以下の3つの要件を全て満たすものに限ります。

- ① 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ② 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- ③ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

#### （4）本事業の進め方

本事業を実施することが決定した事業者（以下「事業実施者」という。）と都との間で実施内容、役割分担、費用負担等を規定する協定（以下「協定」という。）を締結した上で、共同で事業を進めていきます。

当該事業の実施に当たり、都は、6により事業費の一部を負担するとともに、

- ① 廃棄物処理法等の関連法令に関する助言
- ② 区市町村等行政機関との調整
- ③ 当該事業を広く情報発信する機会の提供
- ④ 必要に応じ、他の事業者との連携のサポート

を行います。

なお、事業実施者が、他の事業者に業務の一部を外部委託する場合には、当該委託先の事業者の名称等、当該委託する業務の内容、当該委託に係る費用等について、事前に都の承認を

得ることとします。同業の事業者が複数連携して本事業を実施する場合、競争法を厳に順守し、公正かつ自由な競争が損なわれることのないよう必要な配慮を行うこととします。

#### (5) 本事業に係るスケジュール

- ア 公募期間 令和5年4月1日（土曜日）から同年5月31日（水曜日）まで
- イ 選定及び通知時期 令和5年6月下旬（予定）

#### (6) 本事業の実施期間

協定を締結した日から令和6年3月29日（金曜日）まで  
ただし、都が費用負担する範囲は、協定を締結した日から令和6年2月29日（木曜日）までに支出した経費に限ります。

## 2 応募手続等

### (1) 提出書類

本事業に係る公募に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の①から⑧までの書類のうち①から③までの書類について、別紙記載方法を参考に作成し、公募期間内に都に各1部を提出してください。持込み又は郵送による提出の場合は、併せて、電子媒体に保存したもの1部（CD-R又はDVDによる。）も提出してください。

また、添付書類として、法人の場合は④から⑥までの書類を各1部、個人の場合は⑥の書類を1部、任意団体の場合は⑥から⑧までの書類を各1部提出してください。

- ① 様式1 提案申請書 A4判（縦）
- ② 様式2 提案書 A4判（縦）
- ③ 様式3 提案書要約 A3判（横）1枚
- ④ 法人の登記事項証明書（原本）※電子メールによる提出の場合、PDFデータでも可
- ⑤ 定款又は寄附行為（写し）
- ⑥ 過去3事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる書面（写し）
- ⑦ 役員名簿（写し）
- ⑧ 定款又は規約等（写し）

様式1から様式3までは、次のホームページからダウンロードすることもできます。

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/single\\_use\\_plastics/circular\\_innovation.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/single_use_plastics/circular_innovation.html)

### (2) 提出方法

(3)の提出先へ持込み、郵送又は電子メールいずれかの方法により提出してください。

なお、電子メールでの提出の場合、メール受領から数日以内に受領確認のメールをお送りする予定です。受領確認メールが届かない場合、念のため電話での到達確認をお願いします。

### (3) 提出先

<持込み・郵送>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎19階北側  
東京都環境局資源循環推進部計画課  
「革新的技術・ビジネス推進プロジェクト担当」宛て

<電子メール>

[S0000635@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000635@section.metro.tokyo.jp)

件名を「革新的技術・ビジネス推進プロジェクト応募書類の提出」としてください。

#### (4) 公募期間（受付期間）

令和5年4月1日（土曜日）から同年5月31日（水曜日）まで（必着）

- ※ 持込みによる提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日をいう。）を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。
- ※ 郵送による提出の場合は、公募期間中に必着するようにしてください。
- ※ 電子メールでの提出の場合、5月31日（水曜日）午後11時59分までに受信できるように送信してください。

### 3 提案された事業内容に関する審査等

#### (1) 審査方法

応募者から提案された事業の内容について、表2左欄に掲げる審査項目ごとに当該右欄に掲げる審査の視点から総合的に審査を行います。

なお、必要に応じて、提案された事業の内容に関するヒアリング等を実施する場合があります。

表2 審査項目及び審査の視点

審査項目	審査の視点
革新性	・ これまでにない革新的な仕組みや技術により、プラスチックの持続可能な利用を大きく前進させ得るものであるか。
有効性・効率性	・ プラスチックの削減・循環的利用、環境負荷低減等について高い効果が得られるものであるか。 ・ 他地域及び他業態への有意な影響の拡大が期待されるか。
実装可能性	・ 経済性、施設の立地可能性等に照らして、2020年代半ばまでに社会実装が見込まれるか。 ・ 他地域及び他業態への有意な拡大・波及が期待されるか。
妥当性	・ 事業の目的や内容、経費が明確になっており、本事業を実施するために十分な組織・体制が確保されているか。 ・ 都が策定した「プラスチック削減プログラム」の実現に資するものであるか。 ・ その他、都の環境施策に適合したものであるか。

#### (2) 提案された事業の採択・審査結果の通知

審査委員会において（1）による審査を行った上で提案された事業の採択を行います。採択・非採択は、応募者全員に対して書面により個別に通知します。

### 4 実施計画書の提出・協定の締結

事業実施者は、提案した事業が採択されたときは、当該通知を受けた後速やかに、本事業の実施計画書を都に提出し、都と協議することとします。その際、都から当該実施計画書の内容について

助言等を行う場合があります。

都との協議が整い次第、都と事業実施者との間で協定を締結します。

## 5 報告書

### (1) 報告書の提出

事業実施者は、令和6年2月29日（木曜日）までに実施した事業の実施結果を記載した報告書1部を、令和6年3月18日（月曜日）までに都に提出することとします。あわせて、電子媒体に保存したものの1部（CD-R 又は DVD による。）も提出してください。

### (2) 報告書の取扱い

報告書に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、都に帰属します。

また、報告書は、次に掲げる情報が含まれる場合を除き、公開します。

ア 個人情報（東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）第2条第2項に規定するものをいう。）

イ 公にすることにより、特定の法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

## 6 事業費の支払等

### (1) 事業費用

都は、令和6年2月29日（木曜日）までの本事業の実施に要する経費について、当該経費の1/2の範囲内で、かつ、上限500万円の範囲内で費用負担します。

また、都が負担する経費は別表に掲げるものに限り、かつ、その範囲内に限り負担します。

なお、都の負担範囲となる経費に1円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとします。

### (2) 支払等

ア 支払時期

支払時期は、報告書提出後とします。

イ 支払額の確定方法

報告書、事業に要した費用を証する資料等に基づき支払額を確定します。

このため、令和6年3月18日（月曜日）までに、本事業に要した経費の総額を示す書類及び都負担分に係る経費の支払を証明できる書類（契約書（写し）、領収書（写し）等）を都に提出してください。

## 7 その他

応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

## 8 公募全般に関する問合せ先

本件公募に関するお問合せは、次の担当宛てに電話又は電子メールにてお願いします。ただし、審査の経過等に関するお問合せには応じられません。

東京都環境局資源循環推進部計画課

革新的技術・ビジネス推進プロジェクト担当

電話番号（直通）：03-5388-3593

電子メール：[S0000635@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000635@section.metro.tokyo.jp)

別表（6（1）関係）

種別	使途内容
旅費	本事業の実施に必要な都及び本事業に係る他の関与者との打合せ、業界団体の調整、官公署への申請等のための出張に係る旅費（支給対象者は本事業に従事する者、外部専門家等とする。）
通信運搬費	本事業の実施に必要なと判断される郵便物の送付、物品の輸送、電子情報の送付等に必要な経費（郵便代、運送代、プロバイダー使用料、回線使用料など）
消耗品費	本事業の実施に必要な筆記用具その他の各種消耗品の購入に係る経費
広告料	新聞・雑誌の広告掲載料、電車・バス等の広告掲示料、スライド映写料、折り込み広告料、電光ニュース、宣伝カー等による広告料など
賃借料	本事業の実施に必要な備品の賃借に係る経費
印刷製本費	本事業の実施に必要な各種資料作成に係る費用、チラシ・パンフレット等の製作（企画、デザイン、製作等）に係る経費
補助人件費	本事業の実施に必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
外注費	本事業の効果検証等調査費、各種コンサルティング料
謝金	外部専門家等への謝礼金
保険料	本事業の実施に伴い新たに加入する保険に要する経費
その他	その他本事業において特に必要と考えられる経費
<p>ただし、次に掲げる経費については、都が交付する事業費用の対象としない。</p> <p>一 人件費（補助人件費を除く。）その他本事業の完了後においても必要となる経常経費</p> <p>二 本事業の実施に必要なと認められない経費</p> <p>三 領収書等により支払の事実が確認できないもの</p> <p>四 本事業の実施期間外に使用した経費（原則として、協定を締結する日より前及び令和6年3月1日以降に使用した経費）</p> <p>五 既に国、地方公共団体等により別途、補助金、委託費等が支給されているもの又は支給が予定されているもの</p>	

## 提案申請書

東京都知事 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

事業名 〇〇

応募者名 〇〇〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

所在地 東京都〇〇区〇〇・・・・・・・・・・・・・・ (郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇)

連絡先 所属 〇〇〇部 〇〇〇課  
役職名 〇〇〇〇〇部 (課) 長  
氏名 〇〇 〇〇  
TEL 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線 〇〇〇〇  
E-mail xxxxxxxx@xxxx.co.jp

注) 連絡先の所在地が応募者の所在地と異なる場合、連絡先の所在地についても追記のこと。



# 提 案 書

- 1 本事業の実施について
- 2 取組実績について
- 3 本事業の実施体制
- 4 本事業の事業計画
- 5 その他

# 提 案 書（記載要領）

## 1 本事業の実施について

本事業の実施に当たって、次の項目に係る考え方を示してください（次の項目は例示です。内容が具備されていれば適宜変更・追加していただいて構いません。）。

なお、提案書の記載に当たっては、審査項目及び審査の視点を満たしていることが分かるように記載してください。

また、参考資料がある場合には、適宜添付してください。

### （1）目的・位置付け

応募者が提案する取組の目的・位置付けのほか、取組内容の具体的ニーズ、取組実施の緊要性等について記載してください。

### （2）本事業の取組の内容

各取組の内容、実施方法及び実施予定の地域について、具体的に記載してください。

### （3）期待される効果

取組の実施の結果を踏まえ、今後のプラスチックの持続可能な利用において、期待される効果を記載してください。

なお、記載に当たっては、取組の実施によってプラスチック製品の3R、ワンウェイプラスチックの削減等においてどのような貢献があるかについても、具体的に説明してください。

### （4）その他

本事業で実施する取組等について、本事業終了後も定着させるための方策や、現時点で想定される課題等を記載してください。

## 2 取組実績について

応募者が提案する取組と関連する取組を自らが先行的に行っている場合又は過去に行った経験がある場合には、その状況（成果等）を具体的に記載してください。

## 3 本事業の実施体制

本事業をどのような体制で実施するか図示等により記載してください。

なお、複数の事業者が本事業を共同で実施する場合及び他の事業者等が本事業に参画する場合は、それぞれの役割分担を明示してください。

## 4 本事業の事業計画

### （1）本事業の事業費用の額

本事業に係る事業項目の概要、所要経費の概算見積額等を記載してください。

事業項目の概要	所要経費の概算見積額（注1） （単位：千円）
1. ○○○○ 1-1. ○○○○ 1-2. ○○○○	
2. ○○○○ 2-1. ○○○○ 2-2. ○○○○	
3. ○○○○	
合 計	

（注1）都の負担額は、所要経費の1/2の範囲内、かつ、上限500万円の範囲内

（注2）消費税及び地方消費税については、課題ごとに内税で計上のこと。

また、記入欄は自由に変更のこと。

## （2） 本事業の実施スケジュール

本事業の実施期間中における事業の企画、実施、結果の集約及び事業成果物の提出までの一連のスケジュールについて、月別に上旬・中旬・下旬に分けて記載してください。

## 5 その他

本事業を実施するに当たって要望事項等があれば記入してください。

# 提 案 書 要 約

- 1 事業名
- 2 応募者名
- 3 内 容

※A3判 横（1枚）で作成してください。